

環境影響評価の手続きと方法書の位置づけ

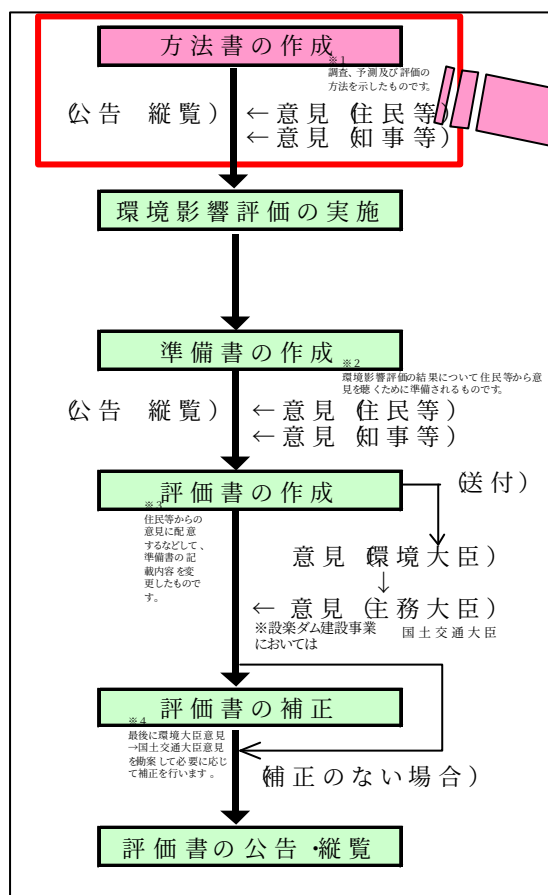


図1 環境影響評価の手続きの流れ

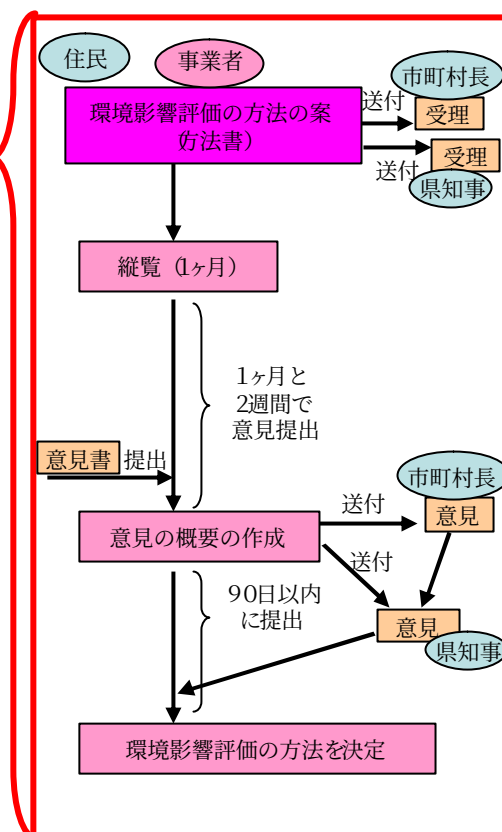


図2 環境影響評価 方法書の流れ

環境影響評価方法書とは？】

「環境影響評価方法書」以下、方法書とは、環境影響評価を行うに先立ち、それを、どのような項目について、どのような方法で行うかの計画を示したものです。いわば、環境アセスメントの設計書に当たります。環境影響評価の方法（ここでは調査、予測及び評価に係る方法のこと）は、方法書を通して、地域の環境をよく知っている住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く手続きを経ることで確定されます。

方法書のねらい】

事業者が環境影響評価を開始する前に、方法書を通して、住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴取することによって以下のことが期待されます。

○何を重点的に行うべきかについて事業者が判断する際に外部の情報を取り入れることにより、調査等の手戻りを防止し、効率的でメリハリのある環境影響評価の内容に絞り込むこと（タコペピング）を行うことができます。

○事業計画のより早い段階で有益な環境情報や一般の方々の環境に関する関心事を意見として聴くことによってその意見を柔軟に反映できます。

環境影響評価手続きへの反映】

事業者は、方法書を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。この際、方法書を作成したことを公表（公告といいます）し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所などで、1ヶ月間、誰でも見られるようにしておきます（縦覧といいます）。方法書の内容について、環境保全の見地から意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業者は、提出された意見の概要を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。事業者はこれらの意見を踏まえ、環境影響評価の方法を決定します。

事業による環境への影響についての予測評価結果はいつ明らかになるの？】

環境への影響については、方法書の手続きを通して決定された環境影響評価の方法によって予測評価が実施され、今後作成される環境影響評価準備書（以下、準備書）にて事業者の考えを明らかにします。準備書についても一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く（手続きを経て、必要に応じて内容を見直した上で環境影響評価書（以下、評価書）を作成します。さらに、評価書においても主務大臣意見を受け補正を行い、補正後の評価書を公告・縦覧をすることで最終的に環境影響評価の結果を明らかにします。なお、環境の保全のための措置については、調査、予測、評価を行う過程で検討されるものであり、総合的な評価の結果と共に、準備書において明らかにされることとなる。

方法書の構成

方法書の構成は、「事業特性」第2章)と「地域特性」第3章)に係る情報を最新の文献、資料等により把握した上で、「環境影響評価の項目※1)の選定」第4章1)及び「調査、予測及び評価手法の選定」第4章2)を行うという構成です。効果的な項目、手法の選定のための有意義な情報として、地域特性の把握においては既往の現地における調査も含めて記載しています。

環境影響評価の項目※1)：影響要因（ダム
の堤体の工事等、対象事業に伴い環境影響を
及ぼすおそれがある要因）と環境要素（大気
環境、水環境等、影響要因により影響を受け
る環境の構成要素）の組み合わせのことで
す（※第4章参照）。

主務省令※2)：ダム事業に係る環境影響評価
の項目並びに当該項目に係る調査、予測及
び評価を合理的に行うための手法を選定する
ための指針、環境の保全のための措置に関
する指針等を定める省令（平成10年公布、
平成11年一部改正、厚生省・農林水産省・通
商産業省・建設省令第1号）

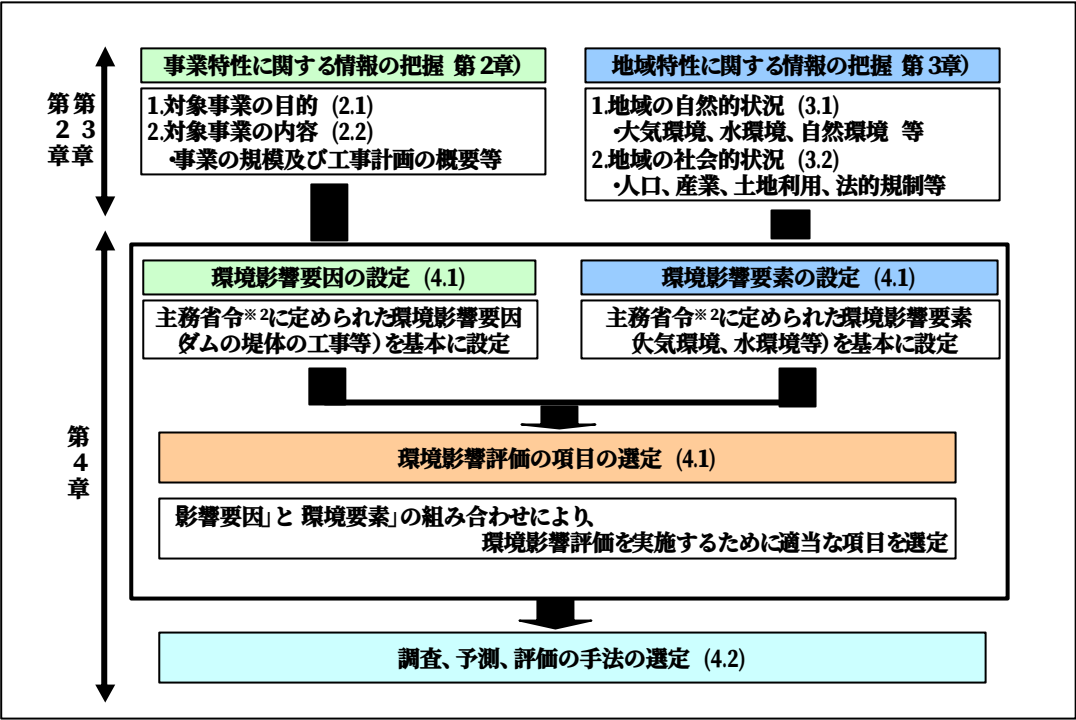


図3 方法書の構成

※ 第2回設案ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会資料をもとに作成

第2章 対象事業の目的及び内容

事業特性は工事中及び存在（供用時の環境影響評価の項目等の選定時に影響要因を明らかにする上での基本となる事項であります。事業特性として把握した情報の内容は右記の通りであります。

<第2章の掲載内容>

- 2 1対象事業の目的
- 2 2対象事業の内容
 - (1)対象事業の種類
 - (2)対象事業実施区域の位置
 - (3)対象事業に係るダムの堤体の形式
 - (4)対象事業の規模
 - (5)対象事業の総貯留容量
 - (6)対象事業に係るダムの堤体の規模
 - (7)対象事業に係るダムの供用に関する事項
 - (8)対象事業の工事計画の概要

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

地域特性に関する情報の把握は、「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」内において出版物等、事業者が一般的に入手可能である文献その他の資料を基に記載することとなり、現地調査を義務づける趣旨のものではないものであります。しかし、設案ダム建設事業においては過去からの情報の蓄積があり、それもあわせて掲載することで、環境影響評価の項目及び調査、予測及び評価の手法を選定する際の根拠としております。

- 3 1地域の自然的状況
 - (1)気象、大気質、騒音、振動
 - (2)水象、水質
 - (3)土壌及び地盤
 - (4)地形及び地質
 - (5)動植物の生息又は生育、植生、生態系
 - (6)景観、人と自然とのふれあいの活動の場

- 3 2地域の社会的状況
 - (1)人口及び産業の状況
 - (2)土地利用の状況
 - (3)河川、湖沼の利用及び地下水の利用の状況
 - (4)交通の状況
 - (5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6)下水道の整備の状況
 - (7)環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
 - (8)その他の事項

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定に当たっては、第2章及び第3章にて取りまとめた対象事業の事業特性および地域特性（自然的・社会的状況）を勘案し、環境影響を受けるおそれがある要素（環境要素）に対し、影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）の項目を主務省令※1を基本として選定しました。主務省令※1で定められた環境要素の標準項目のうち「地形及び地質」は、調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質が存在しなかったため選定しませんでした。また主務省令※1で定められた影響要因の標準項目では、工事の実施（以下、「工事中」という。）における「建設発生土の処理の工事」、土地または工作物の存在及び供用（以下、「ダム完成後」という。）における「土捨場の跡地の存在」を加えました。これは、本事業では土捨場の位置が既に計画されており、表に示した環境要素への影響という観点から必要と判断しました。

※1 「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年公布、平成11年一部改正、厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号）

環境要素	影響要因		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
			ダムの堤体の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用道路の設置の工事	建設発生土の処理の工事	道路の付け替えの工事	ダムの堤体の存在	原石山の跡地の存在	建設発生土の処理跡地の存在	道路の存在	ダムの供用及び貯水池の存在
大気環境	大気質	粉じん等		○		●	○					
	騒音	騒音		○		●	○					
	振動	振動		○		●	○					
水環境	水質	王砂による水の濁り		○		●	○					○
		水温										○
		富栄養化										○
		溶存酸素量										○
		水素イオン濃度	○									
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						-	-	-	-	-
動物				○		●	○	○		●		○
植物				○		●	○	○		●		○
生態系				○		●	○	○		●		○
景観								○		●		○
人と自然との触れ合いの活動の場				○		●	○	○		●		○
廃棄物等				○		●	○					

注) 1. ○：省令別表第1の標準項目のうち、選定した環境影響評価の項目を示す。
2. ●：省令別表第1の標準外項目であるが、追加して選定した環境影響評価の項目を示す。

4.2 調査、予測及び評価の方法

○調査すべき情報

予測、評価のために必要となる情報の種類を整理し、どの程度の情報が必要か（情報の深さ）を考慮して調査すべき情報を定めました。動物の重要な種の予測、評価を例にとると、調査すべき重要な種の名称とその分布、生息の状況、生息環境の状況であります。

○調査の基本的な手法

具体的な調査又は測定の方法を、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しました。

○調査地域・調査地点

調査地域は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」※2で設定しております。猛禽類等行動圏の広い動物の生息が想定できる場合、それに係る必要な情報が得られるよう、適宜、範囲を拡大しています。調査の地点は地域を代表する地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点を設定しました。

※2 「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」：方法書段階で事業者が環境影響を受ける可能性がある範囲をして指定した地域であり、方法書の公告縦覧の意見を得たあとに「環境影響を受ける範囲と認められる地域」として認知される地域であります。なお、第3章で設定した「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」は、環境影響を受ける可能性のある区域を検討するための必要情報を集める地域であり、ここで定義した地域とはおのずから異なったものとなります。

○調査期間等

把握すべき情報の内容等に応じ、適切かつ効果的な期間（年次等）、時期（四季等）及び時間帯（昼夜等）を設定しました。既往の調査結果についても予測評価に適切かつ効果的なものについて位置づけることとしました。

○予測について

選定項目に係る評価に置いて必要とされる水準が確保されるよう「予測の基本的な手法」「予測地域・予測地点」「予測対象時期等」を選定しました。

○評価の手法

①調査及び予測並びに環境保全措置の結果を踏まえ、影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか、②国又は地方公共団体により環境の保全に関する基準又は目標が示されている場合には目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価の手法とします。

<第4章の掲載内容>

4.1 調査の手法

①調査すべき情報

②調査の基本的な手法

③調査地域・調査地点

④調査期間等

4.2 予測の手法

①予測の基本的な手法

②予測地域

③予測地点

④予測対象時期等

4.3 評価の手法

4.4 調査、予測及び評価の手法の選定理由

参考 設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会について】

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所では、設楽ダム建設事業について環境影響評価法に基づく法手続を進めるにあたり、事業特性及び地域特性を踏まえ、最新の科学的知見に基づく適切な環境影響評価を実施するための助言をすることを目的とした、学識経験者や専門家からなる「設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」を平成15年10月23日に設置いたしました。方法書は本委員会の技術的助言をうけて取りまとめられました。今後、適時助言をいただきながら環境影響評価を実施してまいります。

豊川水系設楽ダム建設事業 環境影響評価技術検討委員会

- 開催日時 (第1回) 平成15年10月23日(木) 13:00～15:00
(第2回) 平成16年5月31日(月) 14:00～17:00
- 開催場所 (第1回) 名古屋通信会館 3階「桐の間」
(第2回) KKRホテル名古屋 3階「蘭の間」
- 出席者

氏名	現職	専門分野	備考
佐藤 正孝	名古屋女子大学 名誉教授	昆虫類	委員長
小笠原 昭夫	名古屋学芸大学 非常勤講師	鳥類	
西條 好迪	岐阜大学 助教授	植物類	
田中 正明	四日市大学 教授	藻類	
前田 喜四雄	奈良教育大学 教授	ほ乳類	
松尾 直規	中部大学 教授	水質	
森 誠一	岐阜経済大学 教授	魚類	



1. 方法書の縦覧場所、期間、時間

(1)縦覧場所

中部地方整備局総務部情報公開室、中部地方整備局設楽ダム工事事務所、中部地方整備局豊橋河川事務所、設楽町役場、津具村役場、鳳来町役場

(2)縦覧期間

平成16年11月24日～12月24日(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3)縦覧時間

午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時を除く。)ただし、中部地方整備局総務部情報公開室においては、午前9時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時を除く。)

2. 意見書の提出

(1)提出期間

平成16年11月24日～平成17年1月7日

(2)提出先

愛知県新城市杉山大東57番地(〒441-1341)

中部地方整備局設楽ダム工事事務所 調査設計課

(3)必要事項

①氏名及び住所 法人その他の団体にあつては、その名称。代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書についての環境の保全の見地からの意見 意見は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。)

3. 問い合わせ先

(1)設楽ダム建設事業及び当該方法書の内容については、

中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 副所長 和田 一

〒461-1341 新城市杉山大東57番地 TEL:0536-23-4331(代表) FAX:0536-23-4408

(2)環境影響評価法に基づく手続きについては、

中部地方整備局 企画部 環境調整官 渥美 智康

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

TEL:052-953-8127 FAX:052-953-8294

本紙「設楽ダム建設事業に係る方法書等の概要」は環境影響評価法施行に伴い、初めて登場した「方法書」に対する手続き上の位置づけと意義をわかりやすく解説するとともに、「設楽ダム建設事業環境影響評価方法書」での構成及び骨子と、各掲載項目に対する考え方を解説したものであります。

本紙をごらんになり具体的な記載内容についてお知りになりたい場合、また、意見書の提出をお考えの方は、上記の通り縦覧されている方法書本体をご覧になるか、数に限りがありますがすべての縦覧場所で貸出サービスも行っております。ご不明な点は上記問い合わせ先までよりしくお願いします。